

第10回 国と地方のシステムWG 説明資料



平成29年11月28日



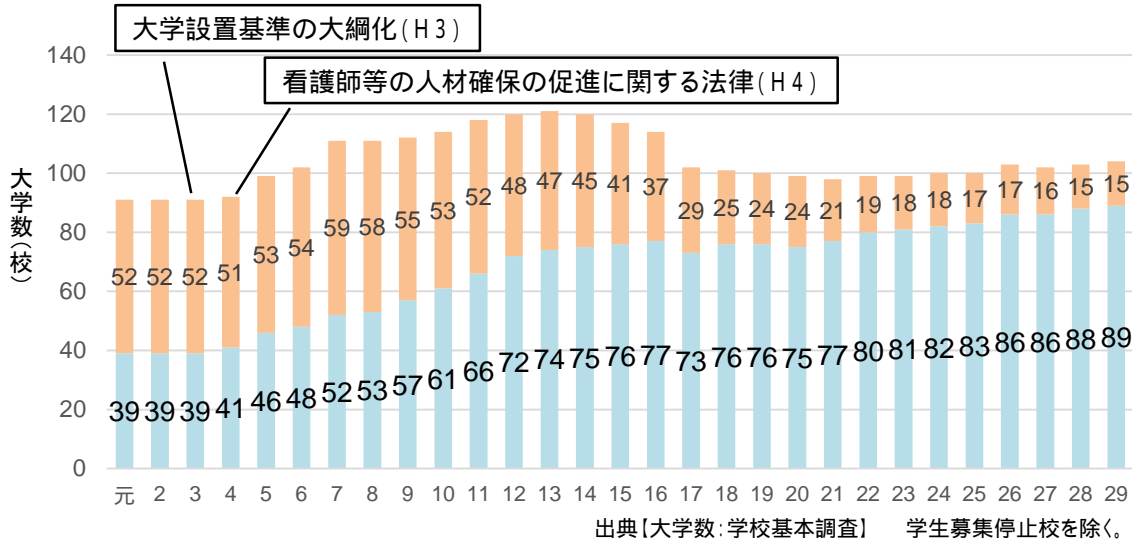
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

公立大学の現状

公立大学(短大)数・学生数の推移



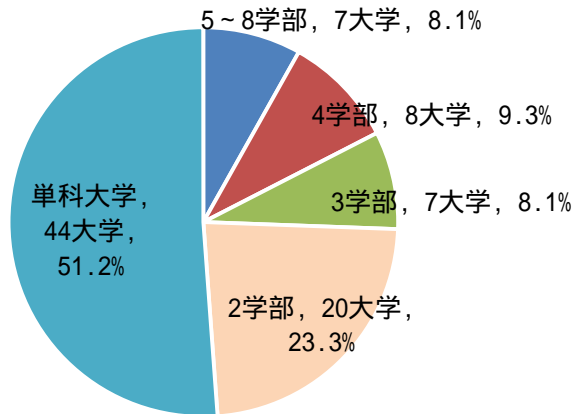
公立大学(4年制)の地域分布状況

地域	平成元年度	平成29年度
東京圏	3大学	6大学
名古屋圏	4大学	7大学
大阪圏	11大学	13大学
その他の地域	21大学	63大学
合計	39大学	89大学

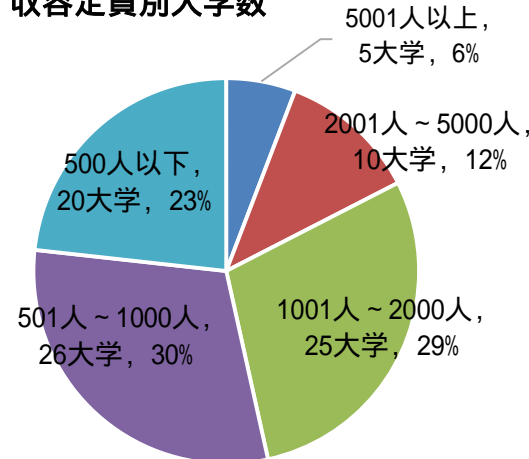
出典【全国大学一覧】

東京圏(埼玉、千葉、東京、神奈川)、名古屋圏(岐阜、愛知、三重)、大阪圏(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)

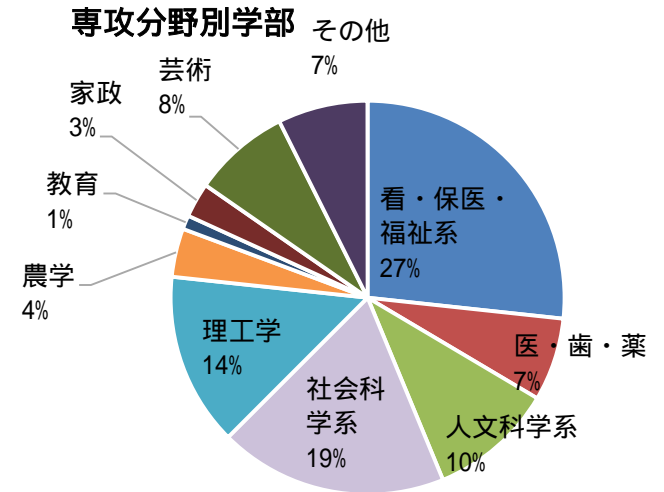
設置している学部数



収容定員別大学数



専攻分野別学部



私立大学から公立大学への設置者変更一覧

大学名	私立大学開設年度(設置経費)	公立大学法人への設置者変更	設立団体	法人設立の認可者
高知工科大学	平成9年度(高知県が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成21年	高知県	総務省、文部科学省
静岡文化芸術大学	平成12年度(静岡県が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成22年	静岡県	総務省、文部科学省
名桜大学	平成6年度(沖縄北部12市町村と沖縄県が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成22年	北部広域市町村圏事務組合(12市町村)	沖縄県
公立鳥取環境大学	平成13年度(鳥取県及び鳥取市が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成24年	鳥取県、鳥取市	総務省、文部科学省
長岡造形大学	平成6年度(長岡市が土地建物を整備:設置経費全額補助)	平成26年	長岡市	新潟県
福知山公立大学	平成12年度(福知山市が設置経費(土地建物含む)の一部として27億円を補助)	平成28年	福知山市	京都府
山陽小野田市立山口東京理科大学	平成7年度(前身の短期大学設置時に小野田市から校地の無償譲渡、宇部市から創設費27億のうち21億を補助。短大から4年生大学への改組転換時に小野田市から校地の無償譲渡及び設置経費一部補助)	平成28年	山陽小野田市	山口県
長野大学	昭和41年度(塩田町(現上田市)が設置経費(土地建物含む)を全額補助)	平成29年	上田市	長野県

私立大学から公立大学への設置者変更に係る手続

公立大学法人化の場合

前々年度まで

前年度

4月～7月

8月～10月

11月～3月

地方公共団体

公立大学化に関する
調査及び検討
(検討会議の設置など)

首長による
意思決定

公立大学化について
議会の議決

公立大学法人の
定款等について
議会の議決

公立大学法人設立
申請(1月末まで)

認可
(総務大臣・文部科学大臣)
ただし市(政令市を除く)が設置のときは
都道府県知事が認可

公立大学法人の開設

大学(学校法人)

公立大学化に
向けた意見調整

理事会による
審議・決定

大学の設置者変更・
学校法人の寄附行為
変更申請

認可
(文部科学大臣)

公立大学法人における教育研究情報等の「見える化」

【財務情報】

地方独立行政法人法第34条において、財務諸表等の公開が義務付けられている。

○公立大学法人 山陽小野田市立山口東京理科大学の例

法人情報

Information

前のページへ戻る

組織	役員名簿	ファイルを開く
中期目標	第1期（平成28年度～平成33年度）	ファイルを開く
中期計画	第1期（平成28年度～平成33年度）	ファイルを開く
年度計画	平成28年度	ファイルを開く
	平成29年度	ファイルを開く
業務実績報告書	平成28年度	ファイルを開く
財務諸表	平成28年度	ファイルを開く
決算報告書	平成28年度	ファイルを開く
監査報告書	平成28年度	ファイルを開く
財務レポート	平成28年度	ファイルを開く
定款・規程	定款	ファイルを開く
	業務方法書	ファイルを開く
	学則	ファイルを開く
	大学院学則	ファイルを開く
	役員報酬規程	ファイルを開く
	就業規則	ファイルを開く
	給与規程	ファイルを開く
	非常勤講師手当支給規定	ファイルを開く
	授業嘱託（非常勤）及び臨時捕手給与規程	ファイルを開く

お問い合わせ

TEL 0836-88-3500

〒756-0884 山口県山陽小野田市大学通1-1-1

お問い合わせ

資料請求

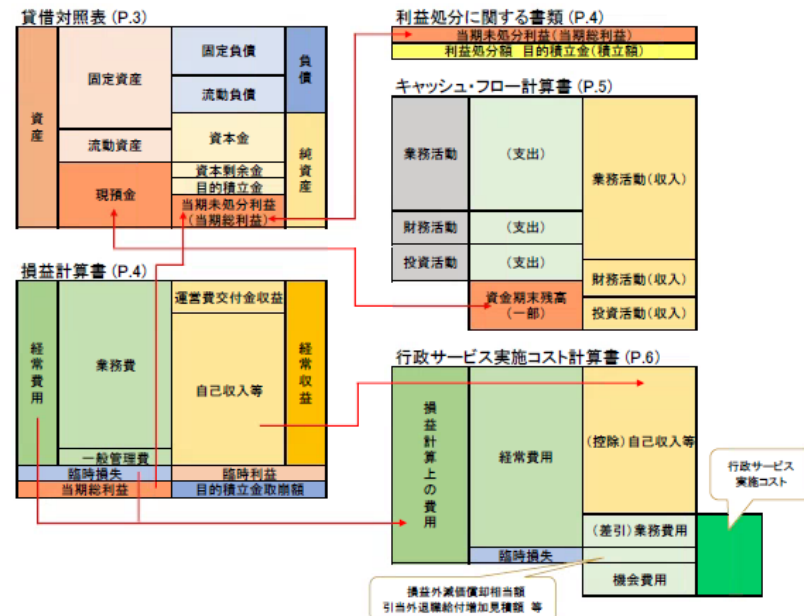


決算総括

平成28年度決算については、法人全体として約1億3,500万円の当期総利益を計上しました。収入については、学生等納付金収入の増加に加え、受託研究費等の外部資金獲得額の増加等により、収入合計で当初予算比108,651千円の増加となりました。支出については、大学運営管理費の削減に努めることで費用を抑制しました。教員の欠員補充による人件費の増加等の支出増加要因もありましたが、支出合計で当初予算比14,332千円の減少となりました。

今後も、国内外の大学や研究施設との盛んな学術交流等により、教育研究のさらなる質の向上に向けた取り組みを行います。

財務諸表相関図



【出典】山陽小野田市立山口東京理科大学HP

公立大学における教育研究情報等の「見える化」

【教育情報】

学校教育法施行規則第172条の2において、教育研究活動等の状況についての情報公開が義務付けられている。

○静岡文化芸術大学の例

教育情報 Education Information

教育研究上の目的や基本組織、教員の紹介、授業科目等、教育に関連する各種の情報です。その他、入試から卒業に至るまでの情報を、総合的にご案内しています。

<ul style="list-style-type: none"> ● 大学の教育研究上の目的 <p>大学、学部、大学院の教育研究上の目的です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育研究上の基本組織 <p>教員組織図の情報です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員情報 <p>専任教員数・年齢構成などの情報です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 入学、卒業後の進路状況 <p>入学に関する受入方針や、進学・就職等の状況をご案内します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業科目等 <p>授業科目、授業の方法及び内容、年間計画等をご案内します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 成績評価、卒業・修了認定基準及び修得学位 <p>学修成果の評価や、卒業又は修了の認定基準等をご案内します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 教育研究環境 <p>校地、校舎等の施設及び設備その他の教育研究環境のご紹介です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 授業料、入学料その他の費用 <p>授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する情報です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害学生支援に関する基本方針 <p>障害学生支援に関する基本方針です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 学生支援 <p>学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援をご案内します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員の養成の状況について <p>教員の養成（教職課程）の状況についての情報です。</p>	

○ 都道府県別出身地（学部生）（平成29年4月1日現在）

静岡県内はもとより、北は北海道、南は九州・沖縄まで、全国各地から学生が集まっています。



○ 在学生の都道府県別出身地を公表
大学所在地の学生が多いことが分かる

公立大学における教育研究情報等の「見える化」

(参考) 地方独立行政法人法 (平成十五年法律第百十八号)

(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、

その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第百三十条第八号において同じ。)を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(参考) 学校教育法施行規則 (昭和二十二年文部省令第十一号)

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること

二 教育研究上の基本組織に関すること

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること

九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。